

1-(4) 介護療養型医療施設における特定診療費の項目等

- 介護療養型医療施設等で算定可能である特定診療費は以下のとおり。
- 介護老人保健施設では算定不可となっている。

特定診療費項目	単位数	加算の概要	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成12年厚生省告示第31号）
1 感染対策指導管理	5単位	院内に感染対策委員会を設置し、感染対策を常時講じた場合	・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌の感染を防止するに十分な設備を有していること。 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌の感染を防止するに十分な体制が整備されていること。
2 褥瘡対策指導管理	5単位	専任医師等からなる褥瘡対策チームの設置、褥瘡対策を実施した場合	・褥瘡対策につき十分な体制が整備されていること。
3 初期入院診療管理	250単位 (原則として入院中1回)	入院後早期に所定の診察、検査等を行って、診療方針を定め患者に対し文書で説明を行った場合（同一医療機関から転棟、転床した患者は除く。）	・医師、看護師等の共同により策定された診療計画であること。 ・病名、症状、予定される検査及びリハビリテーションの内容及びその日程その他入院に關し必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。 ・当該診療計画が入院した日から起算して二週間以内に、患者に対し文書により交付され説明がなされるものであること。
4 重症療養管理	120単位	要介護4・5の患者のうち一定の常態にあるものに対し、計画的な医学的管理、療養上必要な処置を行った場合	・常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ・中心静脈注射を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態 ・人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
5 特定施設管理①	250単位	HIV感染者が入院した場合	
特定施設管理②	150単位	HIV感染者について、個室又は2人部屋で処置した場合（①に加算）	
6 重症皮膚潰瘍管理指導	18単位	重症皮膚潰瘍を有している患者に対し、計画的な医学的管理・療養上の指導を行った場合	・第二号に掲げる褥瘡対策指導管理の基準を満たしていること。 ・皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標ぼうしている病院又は診療所であること。 ・重症皮膚潰瘍を有する入院患者について皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っていること。 ・重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
7 薬剤管理指導	350単位 (週1回、月4回まで)	投薬又は注射及び薬学的管理指導等を行った場合	・薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師が配置されていること。 ・薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。 ・入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。
8 医学情報提供	220単位 290単位	患者の退院に際して、他の医療機関での診療の必要性を認め、文書を添え	
9 理学療法Ⅰ	180単位	患者に対して、理学療法を個別に行った場合	・理学療法士が適切に配置されていること。 ・患者数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
理学療法Ⅱ	100単位		・当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。 ・理学療法士が適切に配置されていること。
理学療法Ⅲ	50単位		・患者数が従事者の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
10 作業療法	180単位	患者に対して、作業療法を個別に行った場合	・作業療法士が適切に配置されていること。 ・患者数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。 ・当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
11 言語聴覚療法	180単位	患者に対して、言語聴覚療法を個別に行った場合	・言語聴覚士が適切に配置されていること。 ・患者数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。 ・当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
12 摂食機能療法	185単位 (1月に4回まで)	患者の状態像に対応した診療計画書に基づく訓練指導を行った場合	
13 リハビリテーションマネジメント	25単位	多職種協働によるカンファレンスの実施等に基づく理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法を行った場合	・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。 ・入院患者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入院患者の状態を定期的に記録していること。 ・入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ・リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
14 短期集中リハビリテーション	60単位	入院日から3ヶ月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合	
15 精神科作業療法	220単位	精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行う作業療法	・作業療法士が適切に配置されていること。 ・患者数が作業療法士の数に対し適切なものであること。 ・当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
16 認知症老人入院精神療法	330単位 (1週間につき)	精神科医師の診療に基づき対象となる患者ごとに治療計画を作成し、この治療計画に従って行う。	

介護保険と医療保険の給付調整

○ 医療サービスは、施設により介護保険又は医療保険から給付される範囲が異なる。

※ 介護療養型医療施設においては、入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為について、特定診療費を算定できる。

※ 介護老人保健施設においては、入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急等やむを得ない事情により施設で行われた療養について、緊急時施設療養費を算定できる。

手術・放射線治療 急性増悪時の医療等			
特殊な検査 (例:超音波検査など) 簡単な画像診断 (例:エックス線診断など)			医療保険で給付
投薬・注射 検査 (例:血液・尿など) 処置 (例:創傷処置など)	特定診療費	介護保険で給付	
医学的指導管理			
	介護療養型医療施設	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム

2 小規模介護老人保健施設の人員基準等の緩和

① 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設における在所日数

○ 介護老人保健施設の在所日数6か月以上の者の割合は33.2%、介護療養型医療施設の在所日数6か月の者の割合は41.9%となっている。

	介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	退所者数	(内訳)	退所者数	(内訳)
3か月未満	8,318	(41.7%)	2,265	(37.0%)
3～6か月	4,633	(23.2%)	1,214	(19.8%)
6か月～1年	2,994	(15.0%)	915	(14.9%)
1～2年	2,152	(10.8%)	716	(11.7%)
2～3年	808	(4.0%)	343	(5.6%)
3～4年	453	(2.3%)	404	(6.6%)
4～5年	140	(0.7%)	49	(0.8%)
5年以上	72	(0.4%)	135	(2.2%)
不詳	396	(2.0%)	80	(1.3%)
総数	19,966	(100.0%)	6,121	(100.0%)

出典：平成15年介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省老健局)

② 介護老人保健施設における支援相談員及び介護支援専門員の人員基準及び実質配置

○ 定員規模100人の介護老人保健施設においては、支援相談員、介護支援専門員ともに人員基準は1人以上となっている。

	人員基準	実質配置(入所者100人当たり)
支援相談員	100:1	1.9人
介護支援専門員	100:1	1.6人

出典：平成17年介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省老健局)

③ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設における基準の緩和

- 療養病床から小規模介護老人保健施設への転換を容易にするため、現行の小規模介護老人保健施設における介護報酬の算定上限日数の撤廃や介護支援専門員等の基準を緩和する。

緩和措置

(1) 介護報酬算定日数上限の緩和

小規模介護老人保健施設(サテライト型及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設)における介護報酬の180日の算定日数上限を撤廃する。

(2) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設に係る人員基準の緩和

医療機関併設型小規模介護老人保健施設において、支援相談員及び介護支援専門員の人員配置基準^(※)を緩和し、非常勤でよいこととする。

※ サテライト型においては、本体施設と一体的に運営しているため、必置義務なし。

〔現行〕

〔見直し後〕

医療機関併設型小規模介護老人保健施設

- 医師（併設医療機関との兼務可）
- 看護・介護職員
 - ・3:1以上
 - (うち看護職員2/7程度)
- 支援相談員
 - ・常勤1以上
- 介護支援専門員
 - ・常勤1以上
- 入所から180日の算定日数上限あり

基準緩和

基準緩和

撤 廃

医療機関併設型小規模介護老人保健施設

- 医師（併設医療機関との兼務可）
- 看護・介護職員
 - ・3:1以上
 - (うち看護職員2/7程度)
- 支援相談員
 - ・非常勤1以上
- 介護支援専門員
 - ・非常勤1以上
- (算定日数上限なし)

診療所等の小規模医療機関の負担を軽減することにより、介護老人保健施設への転換を促進する。

3 介護療養型医療施設及び介護老人保健施設における
属性・施設数・入所者数・人員配置基準のデータ

介護施設の現状及び人員配置基準

	介護療養型 医療施設	介護 老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
基本的性格	重医療・要介護高 齢者の長期療養 施設	要介護高齢者が 在宅復帰を目指 すりハビリテーシ ョン施設	要介護高齢者の ための生活施設	認知症高齢者の ための共同生活 住居	要介護高齢者も 含めた高齢者の ための生活施設
定義(介護保険法)	(「介護療養型医療施設」の定義) 療養病床等を有する 病院又は診療所であ つて、当該療養病床等 に入院する要介護者 に対し、施設サービス 計画に基づいて、療 養上の管理、看護、 医学的管理の下にお ける介護その他の世 話及び機能訓練その 他必要な医療を行 うことを目的とする 施設。	(「介護老人保健施設」 の定義) 要介護者に対し、施 設サービス計画に基 づいて、看護、医学 的管理の下における 介護及び機能訓練 その他必要な医療 並びに日常生活上 の世話をを行うこと を目的とする施設。	(「介護老人福祉施設」 の定義) 老人福祉法に規定 する特別養護老人 ホームに入所する 要介護者に対し、 施設サービス計画 に基づいて、入浴、 排せつ、食事等の 介護その他の日常 生活上の世話、機 能訓練、健康管理 及び療養上の世 話をを行うことを 目的とする施設。	(「認知症対応型共同 生活介護」の定義) 要介護者であつて、 認知症であるもの (その者の認知症 の原因となる疾患 が急性の状態にあ る者を除く。)につ いて、その共同生 活を営むべき住居 において、入浴、 排せつ、食事等の 介護その他の日常 生活上の世話及び 機能訓練を行う こと。	(「特定施設入居者 生活介護」の定義) 有料老人ホーム、 経費老人ホーム、 養護老人ホーム 又は適合高齢者 専用賃貸住宅に入 居している要介護 者について、提供 するサービスの 内容等を定めた計 画に基づき行われ る入浴、排せつ、 食事等の介護そ 他の日常生活上 の世話、機能訓練 及び療養上の世 話。
施設数	3,400	3,278	5,535	7,084	1,375
定員数	129,942人	297,769人	383,326人	102,302人	63,326人

		介護療養型 医療施設	介護 老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
平均要介護度		4.30	3.25	3.79	2.55	2.60
平均在所日数		359.5日	230.1日	1,429.0日	(データなし)	(データなし)
1人当たり居室面積		6.4㎡以上	8㎡以上	10.65㎡以上	7.43㎡以上	適当な広さ
1部屋の定員数		4人以下	4人以下	4人以下	原則個室	原則個室
主な 職員 配置 基準	医師	3以上 48:1以上	常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)		
	看護職員	6:1以上	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人	3:1以上	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人
	介護職員	6:1以上				
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	PT及びOTが 適当数	PT又はOTが 100:1以上			
	機能訓練指導員			1以上		1以上
	生活(支援)相談員		100:1以上	常勤1以上 100:1以上		100:1以上 (うち1名常勤)
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	1以上	1以上 100:1を標準

- 1 平均要介護度は、「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、平成19年7月審査分)から算出
- 2 施設数、定員数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成17年10月1日時点)
- 3 平均在所日数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成15年9月中の退所者等について)
- 4 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

(参考)配置職員の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、介護職員及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成16年10月1日

職種		施設種類				
		介護療養型 医療施設	介護 老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
配置 基準 (※1)	介護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) 〔介護25人〕 〔看護9人〕	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕	3:1以上 (4人)(※3)	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕
	看護職員	6:1以上 (17人)				
従 業 者 数 (※2)	介護職員	31.9	30.3	38.5	7.2(※3)	36.4
	看護職員	28.5	11.1	4.9		5.6

※1…()内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業者数

※3…認知症高齢者グループホームは、利用者10人あたりの数

【資料】「平成17年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)